

伊豆の国市告示第36号

伊豆の国市民間建築物アスベスト分析調査事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月20日

伊豆の国市長 小野登志子

伊豆の国市民間建築物アスベスト分析調査事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、アスベストによる健康被害の発生を防止するとともに、健康被害に対する市民の不安の解消を図るため、民間建築物の所有者等が行うアスベスト分析調査事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト分析調査事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を分析する調査を行うもので次のア及びイに該当するものをいう。
 - ア 分析調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者（以下「調査者」という。）による調査に基づき実施するものであること。
 - イ 分析方法は、建材中の石綿含有率の分析方法について（平成28年4月13日付け基発0413第3号厚生労働省労働基準局長通知）により示された方法（JIS A 1481-1～JIS A 1481-4）を標準とする。
- (3) 民間建築物 国、地方公共団体その他公の機関以外の者が所有する建築物をいう。

第3 補助対象建築物

補助対象建築物は、市の区域内に存する民間建築物であって、次に掲げる事項

に該当するものとする。

- (1) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあること。
- (2) 静岡県アスベスト改修整備実施計画に定められた建築物であること。
- (3) この要綱による補助金の他、国又は地方公共団体からアスベスト対策にかかる補助金を受けていないこと。

第4 補助対象経費及び補助金の額

補助金の対象となる経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助金の額
補助対象建築物についてアスベスト分析調査事業に要する経費	補助対象経費の10分の10以内とし、補助対象建築物1棟あたり25万円を限度とする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所在地、所有者、建築年月及び用途等を証明する書類
 - ウ 補助対象建築物の所有者に申請者以外の者がいる場合は、その者からの承諾書
 - エ 補助対象建築物の全景、対象部位、吹付け状況が確認できる写真
 - オ 補助対象建築物を明示した案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等
 - カ 分析機関が発行した分析調査に係る調査仕様書及び含有調査経費の見積書の写し
 - キ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 提出期限
交付を受けようとする年度の12月末日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- ア 補助事業に要する経費の額の20パーセントを超える変更をする場合
- イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第2号）
- イ 変更等の内容が分かる書類
- ウ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第3号）
- イ 含有調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- ウ 含有調査に要する費用に係る分析機関からの領収書の写し
- エ 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
- オ 調査箇所に係る吹付け建材採取中の現場写真及び採取後の現場写真
- カ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第4号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分及び平成32年度分の補助金に適用する。

様式第1号

民間建築物アスベスト分析調査事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏名 宛

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]
〔印〕

電話番号

年度内において、民間建築物アスベスト分析調査事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額 _____ 円

2 補助金所要額の算出方法等

補助対象経費の額 A	円
補助限度額 B (調査棟数×250,000 円)	円
補助金所要額 C (A又はBのいずれか少ない額とし、1,000 円未満の端数を切り捨てる。)	円

3 事業の着手予定年月日 年 月 日

4 事業の完了予定年月日 年 月 日

5 補助対象建築物の概要

所在地	伊豆の国市		
建築年月			
用途			
構造・規模	構造	造	、一部 造
	階数	階建 (地上	階、地下 階)
	延べ面積	m ²	
建築基準法で規定する耐火建築物	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	
事業を実施する箇所	室名称		
	吹付部位		
	吹付面積		
	吹付材の劣化状況等		

6 添付書類

- ア 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所在地、所有者、建築年月及び用途等を証明する書類
- イ 補助対象建築物の所有者に申請者以外の者がいる場合は、その者からの承諾書
- ウ 補助対象建築物の全景、対象部位、吹付け状況が確認できる写真
- エ 補助対象建築物を明示した案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等
- オ 分析機関が発行した分析調査に係る調査仕様書及び含有調査経費の見積書の写し
- カ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号

民間建築物アスベスト分析調査事業変更承認申請書

年　月　日

伊豆の国市長 氏名 宛

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]
]印

電話番号

年　月　日付け 第　　号で補助金交付決定のあった民間建築物アスベスト分析調査事業を次のとおり変更することについて承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容及び理由

2 変更補助申請額 _____円

3 補助金所要額の算出方法等

補助対象経費の額 A	円
補助限度額 B (調査棟数×250,000 円)	円
補助金所要額 C [A又はBのいずれか少ない額とし、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。]	円

4 事業の着手予定年月日 年　月　日

5 事業の完了予定年月日 年　月　日

様式第3号

実績報告書

年　月　日

伊豆の国市長 氏名 あて

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]
印

電話番号

年　月　日付け 第　号で補助金交付の決定を受けた民間建築物アスベスト分析調査事業について、事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業完了年月日 年　月　日

2 添付書類

- ア 含有調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- イ 含有調査に要する費用に係る分析機関からの領収書の写し
- ウ 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
- エ 調査箇所に係る吹付け建材採取中の現場写真及び採取後の現場写真
- オ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた
民間建築物アスベスト分析調査事業として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆の国市長 氏名 宛

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]
印

電話番号

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義